

日の出診療所通所リハビリテーション運営規程

1、施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 日の出診療所通所リハビリテーション
- ・開設年月日 2002年7月1日
- ・所在地 奈良県大和高田市日之出町11番6号
- ・電話番号 0745-24-5477
- ・FAX番号 同上
- ・管理者名 佐藤 崇
- ・介護保険指定番号 (2910801352号)

(2) 日の出診療所通所リハビリテーションの目的と運営方針

日の出診療所通所リハビリテーションは、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう支援します。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[日の出診療所通所リハビリテーションの運営方針]

- ①高齢者への行き届いた介護、看護、医療とリハビリを提供できるよう質の確保と向上に努めます。
- ②福祉と医療の機能を備えた施設として、ケアとともに生活援助の場としてふさわしい処遇に努めます。
- ③地域に開かれた施設として、ボランティア活動の積極的な受け入れや、ボランティア養成などにも取り組みます。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1			健康管理
・介護職員	6	3		介護、生活リハ、機能訓練
・看護職員		1		健康管理、看護
・理学療法士		1		機能訓練
・作業療法士		1		機能訓練
・介護支援専門員	2			通所サービス計画の作成
・調理師		1		食事の提供

(4) 利用定員 利用定員は40名

2、営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、5月3日から5月5日、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時まで。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時まで。

3、サービス内容

- ①通所リハビリテーション計画の立案
- ②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ③入浴（提供時間、体調などによって提供できない場合があります。）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護
- ⑥機能訓練（リハビリテーションマネジメント、短期集中リハビリテーション、運動機能向上トレーニング、学習療法、脳機能活性化療法）
- ⑦相談援助サービス
- ⑧行政手続き代行
- ⑨その他

＊これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4、通常事業の実施地域

通常事業の実施地域は大和高田市

5、協力医療機関等

当施設では、緊急時に日の出診療所及び近隣の医療機関と連携し対処します。

◇緊急時の連絡先

なお緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6、要望及び苦情の相談

当施設には介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、すみやかに対応いたします。

電話番号 0745-24-5477 日の出診療所 通所リハビリ管理者まで
0745-22-1101 大和高田市介護保険課
0744-29-8311 奈良県国民健康保険団体連合会

7、災害対策

- ① 防火計画により、利用者の避難誘導訓練等、安全確保に十分な対応を行います。
- ② 防火訓練計画により年2回の実施とともに、日常防火、点検を行います。

8、虐待防止

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合があります。）を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を行います。
- ④ 定期的な研修を適切に実施するための担当者を設置します。

9、業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10、ハラスメント防止

- ① 適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

11、感染症対策

- ① 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合もあります。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ④ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12、身体拘束廃止

- ① 当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を様式に記載し、家族等に説明、同意を求めます。

13、その他運営についての重要事項

- ① 指定通所リハビリは、従業者の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備いたします。

採用時研修	採用3ヶ月
継続研修	年2回
- ② 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ③ 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用計画とします。
- ④ この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人健生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

14、附則

この規定は、平成14年7月1日から施行します。

平成15年6月1日一部改正

平成17年1月10日一部改正

平成19年8月21日一部改正

平成20年2月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成27年10月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年10月1日一部改正

令和5年8月1日一部改正

令和6年3月1日一部改正

令和7年2月1日一部改正

日の出診療所通所リハビリテーション重要事項説明書

1、通所リハビリテーションの概要

〔介護〕通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要な生活リハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れて作成し、通所リハビリ計画に従ったサービス実施状況及びその評価を介護記録等に記載し、希望により開示出来ますよう整備しております。

〔介護予防〕通所リハビリテーションについては、予防給付の対象者である介護高齢者（要支援1・要支援2）の運動機能を改善させ、要介護状態に陥る時期を遅らせるとともに要介護度の進行を食い止める為に、介護予防サービスを実施する施設であります。

介護予防サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れて作成し、計画に従ってのサービス実施状況及びその評価を介護記録等に記載し、希望により開示出来ますよう整備しております。

〔日の出診療所通所リハビリテーションの運営方針〕

- ① 高齢者への行き届いた介護、看護、医療とリハビリを提供できるよう質の確保と向上に努めます。
- ② 福祉と医療の機能を備えた施設として、ケアとともに生活援助の場としてふさわしい処遇に努めます。
- ③ 地域に開かれた施設として、ボランティア活動の積極的な受け入れや、ボランティア養成などにも取り組みます。

2、施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1			健康管理
・介護職員	6	3		介護、生活リハ、機能訓練
・看護職員		1		健康管理、看護
・理学療法士		1		機能訓練
・作業療法士		1		機能訓練
・介護支援専門員	2			通所サービス計画の作成
・調理師		1		食事の提供

3、利用定員 利用定員は40名

4、営業日及び営業時間

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、5月3日から5月5日、12月30日から1月3日を除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時まで。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時まで。

5、サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ③ 入浴（提供時間、体調などによって提供できない場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーションマネジメント、短期集中リハビリテーション、運動機能向上トレーニング、学習療法、脳機能活性化療法）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 行政手続き代行
- ⑨ その他

＊これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6、通常事業の実施地域

通常事業の実施地域は大和高田市

7、協力医療機関等

当施設では、緊急時に日の出診療所及び近隣の医療機関と連携し対処します。

◇緊急時の連絡先

なお緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8、要望及び苦情の相談

当施設には介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、すみやかに対応いたします。

電話番号 0745-24-5477 日の出診療所通所リハビリ管理者まで

0745-22-1101 大和高田市介護保険課

0744-29-8311 奈良県国民健康保険団体連合会

9、災害対策

- ① 防火計画により、利用者の避難誘導訓練等、安全確保に十分な対応を行ないます。
- ② 防火訓練計画により年2回の実施とともに、日常防火、点検を行ないます。

10、虐待防止

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合もあります。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を行います。
- ④ 定期的な研修を適切に実施するための担当者を設置します。

1 1、業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2、ハラスメント防止

- ① 適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

1 3、感染症対策

- ① 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う場合もあります。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ④ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 4、身体拘束廃止

- ① 当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を様式に記載し、家族等に説明、同意を求めます。

1 5、その他運営についての重要事項

- (1) 指定通所リハビリは、従業者の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備いたします。

採用時研修	採用3ヶ月
継続研修	年2回

- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- (3) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用計画とします。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人健生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

1 6、利用料金(通所リハビリテーション)

基本料金

- ・ 法定代理受領サービスたる本事業提供に関わる利用料は、介護報酬告示上の額の1割または2割もしくは3割の額とします。
- ・ 法定代理受領サービスでない本事業提供に関わる利用料は、介護報酬告示上の額と

します。

①施設料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって
利用料が異なります。以下は一日あたりの自己負担額です）

「1 時間以上 2 時間未満」

・要介護 1	3 6 9 円
・要介護 2	3 9 8 円
・要介護 3	4 2 9 円
・要介護 4	4 5 8 円
・要介護 5	4 9 1 円

「2 時間以上 3 時間未満」

・要介護 1	3 8 3 円
・要介護 2	4 3 9 円
・要介護 3	4 9 8 円
・要介護 4	5 5 5 円
・要介護 5	6 1 2 円

「3 時間以上 4 時間未満」

・要介護 1	4 8 6 円
・要介護 2	5 6 5 円
・要介護 3	6 4 3 円
・要介護 4	7 4 3 円
・要介護 5	8 4 2 円

「4 時間以上 5 時間未満」

・要介護 1	5 5 3 円
・要介護 2	6 4 2 円
・要介護 3	7 3 0 円
・要介護 4	8 4 4 円
・要介護 5	9 5 7 円

「5 時間以上 6 時間未満」

・要介護 1	6 2 2 円
・要介護 2	7 3 8 円
・要介護 3	8 5 2 円
・要介護 4	9 8 7 円
・要介護 5	1 1 2 0 円

「6 時間以上 7 時間未満」

・要介護 1	7 1 5 円
・要介護 2	8 5 0 円
・要介護 3	9 8 1 円
・要介護 4	1 1 3 7 円
・要介護 5	1 2 9 0 円

「7 時間以上 8 時間未満」

・要介護 1	7 6 2 円
・要介護 2	9 0 3 円
・要介護 3	1 0 4 6 円
・要介護 4	1 2 1 5 円
・要介護 5	1 3 7 9 円

②入浴介助加算（Ⅰ） 4 0 円

入浴介助加算（Ⅱ） 6 0 円

※ 通所リハビリテーション利用時間帯によっては入浴サービスを提供出来ない場合があります。

※ 現在、当施設では特別な浴槽を使用する入浴サービスは提供しておりません。

※ 利用開始後 1 月以内の訪問指導によりリハビリ計画の見直し、浴室の環境整備に係る助言をさせて
て頂きます。

※ 個別の入浴計画を作成し、介助を行います。

③リハビリテーションマネジメント加算 ロ 6 ヶ月以内 5 9 3 円

6 ヶ月以後 2 7 3 円

事業所の医師が利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得た場合 2 7 0 円

※リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し当該計画を見直しさせていただきます。

※利用開始後 1 月以内の訪問指導によりリハビリ計画の見直しをさせていただきます。

※PT、OT 又は ST が介護支援専門員を通じ、有する能力、自立のために必要な支援方法及び
日常生活上の留意点を伝達します。

※6 ヶ月以内は 1 月に 1 回以上、6 ヶ月以降は 3 月に 1 回以上、リハビリ会議を開催し
リハビリテーション計画を見直します。

※リハビリテーション計画について医師が利用者又は家族に対し説明します。

④短期集中個別リハビリテーション加算（希望者個別実施）

※退所・退院、または認定日から起算して3ヶ月以内の期間に行われた場合 110円

⑤サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22円

⑥リハビリテーション提供体制加算 24円

⑦科学的介護推進体制加算 1月につき 40円

⑧介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき +所定単位の86/1000円

⑨退院時共同指導加算 1回につき 600円

⑩地域区分適用に基づく単価（7級地） 10.17円

⑪食事の提供（食材料費） 600円（介護保険外）

※不要な場合はお申し付けください

⑫おやつ代 150円（介護保険外）

※不要な場合はお申し付けください

⑬教養娯楽費（クラブ活動で使用する画用紙、折り紙、絵の具、粘土、ビデオ、カラオケ、音楽ソフト等の提供費用） 50円（介護保険外）

※不要な場合はお申し付けください

⑭日用品費（石鹸、ボディークリーム、リンスインシャンプー、ペーパータオルなどの提供費用）

※不要な場合はお申し付けください 50円（介護保険外）

⑮オムツ パット 40円（介護保険外）

大判パット 55円（介護保険外）

紙おむつテープ式 110円（介護保険外）

リハビリパンツ 180円（介護保険外）

17、利用料金（介護予防通所リハビリテーション）

基本料金

- ・法定代理受領サービスたる本事業提供に関わる利用料は、介護報酬告示上の額の1割または2割もしくは3割の額とします。
- ・法定代理受領サービスでない本事業提供に関わる利用料は、介護報酬告示上の額とします。

①施設料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度により利用料が異なります。）

以下は一月あたりの自己負担額です）

介護予防通所リハビリ基本利用費 要支援1…2268円

要支援2…4228円

（利用開始した月から12ヶ月経過した場合 要支援1－120単位、要支援2－240単位）

サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 要支援1… 88円

サービス提供体制強化加算Ⅰ 2 要支援2… 176円

介護職員処遇改善加算 1月につき +所定単位の86/1000円

地域区分適用に基づく単価（7級地） 10.17円

*通所リハビリテーション利用時間帯によっては入浴サービスを提供出来ない場合があります。

*現在、当施設では特別な浴槽を使用する入浴サービスは提供していません。

②科学的介護推進体制加算 1月につき 40円

③退院時共同指導加算 1回につき 600円

④食事の提供（食材料費） 600円（介護保険外）

※不要な場合はお申し付けください

⑤おやつ代

150円（介護保険外）

※不要な場合はお申し付けください

⑥教養娯楽費（クラブ活動で使用する画用紙、折り紙、絵の具、粘土、ビデオ、カラオケ、音楽ソフト等の提供費用）

50円（介護保険外）

※不要な場合はお申し付けください

⑦日用品費（石鹸、ボディーソープ、リンスインシャンプー、ペーパータオルなどの提供費用）

※不要な場合はお申し付けください 50円（介護保険外）

⑧オムツ パット 40円（介護保険外）

大判パット 55円（介護保険外）

紙おむつテープ式 110円（介護保険外）

リハビリパンツ 180円（介護保険外）

18、支払い方法

- ・毎月15日以降に前月分の請求書をお渡しいたしますので、その月の末日までにお支払い下さい。
お支払い後、領収書を発行いたします。（施設の実状に合わせて利用毎に清算する方法としても可）

19、当施設利用に際しましてのご確認事項

- ・当施設では、利用中は禁煙とさせていただきます。
- ・当施設では、飲酒状態によるご利用はお断り致します。
- ・当施設では、携帯電話の持ち込み、飲食物の持ち込みはお断りさせていただきます。
- ・当施設では、薬等のやり取りなど、禁止されています事項はお断りさせていただきます。
- ・当施設では、利用者・家族の著しい不信行為・暴力・暴言・威嚇（口頭によるもの含む）、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除させていただきます。この場合には、当施設は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者はその旨を連絡します。
- ・当施設では、風邪等の感染性症状が見られる際は、受診を優先して頂く事をお願いしております。
- ・当施設では、急変、緊急時の連絡は必ず取れるようお願いしています。医療機関受診が必要になった場合は、介護保険制度上、利用は中断となりますことご理解頂き、速やかにデイケア、または、ご連絡いたします病院へ起こし下さいますようお願いいたします。

以上